

規模の災害発生時において、救助や復旧に関する相互応援が行われます。

長野県、長野県市長会、長野県町村会の代表者による「県と市町村との協議の場」（平成 23 年から開催）において、東日本大震災や長野県北部の地震といった災害を踏まえ、県外で発生した災害に対する他県への支援について、県と市町村が一緒になって被災県を支援する仕組みが検討されました。平成 24 年に開催された協議の場において、「長野県合同災害支援チーム」の設置が了承され、県及び市町村職員で構成する先遣隊（被災県の情報収集等）の派遣や、現地支援本部（現地で必要とする物資等の把握、受入体制の整備等）、後方支援本部（長野県内で支援物資の調整等）を実施することになっています。今後は、これらが有効に機能するよう、マニュアル等の整備や訓練等を引き続き実施する必要があります。

世界経済を支える国内民間企業のサプライチェーンを途絶させないために、津波により甚大な被害を受ける地域の代替交通機能を確保するため、基幹的交通ネットワークを早期に回復させ、東日本、西日本の相互物流を維持するなど、日本の中心に位置する県として、物流の結節点の役割を果たすことが重要です。そのためにも、広域的な複数の経路の確保や物流の途絶防止機能を高めるため、中部横断自動車道や三遠南信自動車道及び中部縦貫自動車道の高規格幹線道路をはじめとする基幹的交通ネットワークの整備が必要です。また、輸送力や安全性の向上を図るため、上信越自動車道の 4 車線化の促進も必要です。

長野県は、津波被害がない県という利点を生かし、特に被害が甚大なものとなることが予想される太平洋の沿岸部に対して、松本空港及び松本平広域公園周辺を広域防災拠点とした救助・救援や救援物資搬送の活動体制を、周辺住民の理解を得ながら整える必要があります。

国土交通省において中部圏を所管する中部地方整備局は、南海トラフ地震対策中部圏戦略会議を開催し、中部圏地震防災基本戦略に基づく取り組みを行っています。この戦略では、東日本大震災の教訓を受けて、「災害に強いまちづくり」といった 10 の課題を示し、中部圏の関係機関が連携して取り組むこととしています。この基本戦略の中の「防災拠点のネットワーク形成に向けた検討」（広域防災拠点の整備など）において中部地方整備局は、松本空港及び松本平広域公園周辺、飯田運動公園を中部圏における広域防災拠点施設候補として位置付けており、南海トラフ地震が発生し、太平洋側沿岸部の支援が必要となった場合、緊急支援物資の広域輸送、広域支援部隊のベースキャンプ等、人員や物資の広域的な流れを扱う拠点として、使用する可能性があります。

2 広域防災拠点

広域防災拠点とは、都道府県域を越えた大都市圏等において応急復旧活動の展開拠点となる施設や、被災地内への救援物資の輸送の中継拠点となる施設等が集まったもののことです。

必要な機能としては、①海外からの支援物資・人員の受け入れ機能、②広域支援部隊の一次集結・ベースキャンプ機能、③支援物資の中継・分配機能（燃料の備蓄・補給機能を含む）、④災害医療支援機能、⑤物資等の備蓄機能（被災者用の水、食料、毛布）、⑥災害ボランティア活動支援機能といった後方支援機能があります。

これらの機能の実現が可能な場所として、長野県は地域防災計画において松本空港及び松本平広域公園周辺を広域防災拠点として位置付けており、大規模自然災害発生時には、警察、消防、自衛隊、DMATといった救助・救援の実動部隊の集結、救援物資の搬送等といった広域支援を行うための拠点を、周辺住民の理解を得ながら必要に応じて設置します。

県は、実際の災害時に有効に機能するよう、関係機関との調整を引き続き実施していきます。

参考：東日本大震災で設置された岩手県遠野市の遠野運動公園の広域防災拠点

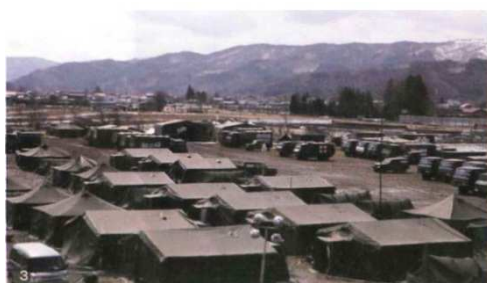
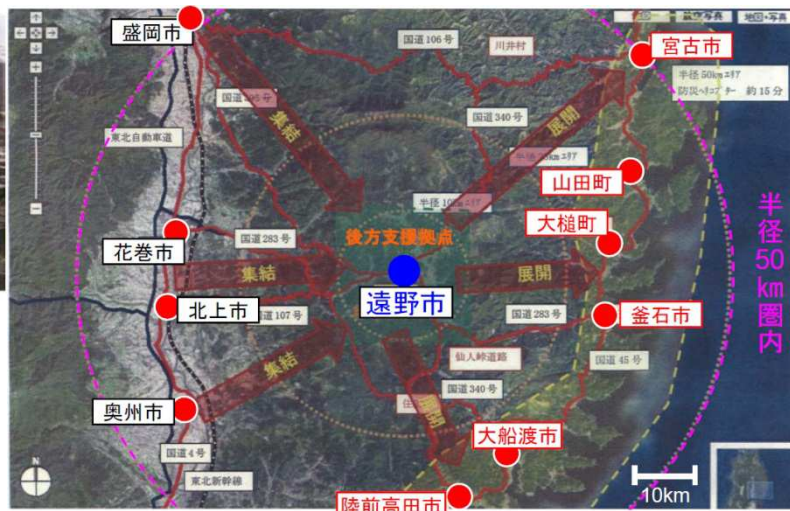


図 遠野運動公園のベースキャンプ



3 総合目標、基本目標

平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要とし、災害に強い長野県づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、本県の持続的な成長を実現し、その時々次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得することを理念に掲げ、国の4つの基本目標と、国が起きてはならない最悪の事態で設定した8つの事前に備えるべき目標との調和を図りつつ、また長野県において発生した大規模自然災害（地震、火山噴火、風水害）を教訓としながら長野県の強靱化を推進するため、長野県強靱化計画においては、起こりうる事態に対して、以下のとおり本計画の「総合目標」と、「基本目標」を設定します。

○総合目標

多くの災害から学び、生命・財産・暮らしを守りぬく

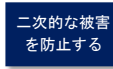
○基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
- 4 必要最低限のライフラインは確保し、これらの早期復旧を図ること
- 5 流通・経済活動が停滞しないこと
- 6 二次的な被害を発生させないこと
- 7 被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻れること

この基本目標と、想定するリスク、長野県が広域連携で果たす役割を踏まえ、長野県における「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定します。

4 起きてはならない最悪の事態 一覧

総合目標：多くの災害から学び、生命・財産・暮らしを守りぬく

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態
1 人命の保護が最大限図られること 	1-1	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
	1-2	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
	1-4	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生
	1-5	火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生
	1-6	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること 	2-1	長期にわたる孤立集落等の発生(大雪を含む)や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
	2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
	2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること 	3-1	信号機の停止等による交通事故の多発
	3-2	県庁、市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下
	3-3	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
	3-4	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4 必要最低限のライフラインは確保し、これらの早期復旧を図ること 	4-1	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	4-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-4	地域交通ネットワークが分断する事態
5 流通・経済活動が停滞しないこと 	5-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺
	5-2	高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞
6 二次的な被害を発生させないこと 	6-1	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生
	6-2	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-3	有害物質の大規模拡散・流出
	6-4	農地・森林等の荒廃
	6-5	観光や地域農産物に対する風評被害
	6-6	避難所等における環境の悪化
7 被災した方々が、元の生活に迅速に戻れること 	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
	7-4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

5 県民の皆様へ

地震や火山、土砂災害、洪水などの大規模自然災害が発生した場合、昨日までの普通の暮らしが一変し、多くの危機や制限が加わることが想定されます。自身の命を守る行動（自助）や助け合い（共助）が、県民の生命・財産を守るうえで重要な要素となっています。

長野県強靱化計画では、「起きてはならない最悪の事態」に対し、県民の皆様が取り組むべきことを、「県民の皆様へ」として第3章の各節に掲載しています。

行政、企業、個人が一体となって強靱化の取り組みを推進するため、普段から次の事項を意識することが極めて重要です。

（地域コミュニティー）

- 「自分の地域は自分で守る」との認識のもと、近所とのつながり（安否確認体制）、自治会等との顔の見える関係（避難体制）といった助け合い（共助）の体制づくりや、災害発生時に自身が取るべき行動等を事前に想定するなど、今後必ず発生する大規模自然災害に対して「平時からの備え」を講じてください。（第7節 4）

（避難）

- 地域の防災力の向上を図るため、洪水ハザードマップを参考に、市町村の実施する防災訓練に参加し、洪水時に適切に避難できるよう備えてください。また、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等、県・市町村と連携しての防災活動に協力をお願いします。（第1節 3）
- 長引く避難所生活において、多くの住民が集まる避難所の環境を維持・改善するため、互いに助け合いながら、掃除や食料配布等の避難所の運営に協力してください。（第6節 6）

（耐震対策）

- 自らの命を守るため、耐震診断や耐震改修などの耐震対策を行うとともに、家具の転倒による圧死を防ぐ「家具の固定」や、電気火災の発生を抑制する「感震ブレーカーの設置」などの対策を行ってください。（第1節 1）

（ブロック塀の耐震対策）

- 通行者の安全を確保するため、自らが所有する倒壊の恐れのあるブロック塀の耐震対策を行ってください。（第1節 1）

(危険箇所の把握)

- あらかじめ土砂災害の危険のある場所の把握や、避難場所・避難方法の確認などを行ってください。また自治体から提供される情報に注意し、いざというときは、早期に安全な場所に避難を行うとともに、危険を察知した場合は、自ら命を守る行動をとってください。
また、避難場所・避難方法や危険な場所を記載した「地域の防災マップ」づくりなど、地域ぐるみの取り組みを推進してください。(第1節 4)
- 県や市町村から提供される山地災害に関する情報(危険箇所等)の把握、共有に努めてください。また、行政の協力を得るなどして、山地災害に関する情報を活用した森林の巡視、危険箇所マップづくり、あるいは里山の整備など、地域ぐるみの取り組みをできるだけ実施してください。(第1節 4)

(協力)

- 「自分の身は自分で守る」との認識を持ち、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講じてください。(第1節 4)
- 無電柱化に伴う各種工事や敷地内の配線工事にご協力をお願いします。
(第1節 1)
- 対策工事の際は道路規制が生じますので、協力をお願いします。(第2節 1)
- 農業水利施設等の施設の監視を実施してください。(第5節 3)
- 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金等を活用し、洪水防止や土砂流出防止など国土保全機能をもつ農地や農業用水路等の施設の持続的な保全管理に取り組んでください。(第6節 4)
- 災害時の廃棄物の分別や適正処理に御協力ください。(第7節 1)
- 車両の移動を命ぜられたときは、それに従い移動をお願いします。また、障害物の除去については、原則としてその所有者が行ってください。(第7節 2)

(水、食料等の備蓄)

- 一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うようにお願いします。(第2節 1)

(風評被害)

- 公的機関等からの信頼できる情報を入手することにより、災害の影響のない地域への旅行の自粛や、農産物の買い控えといった風評被害につながらないように、冷静な判断に努めてください。(第6節 5)

(冷静な対応)

- 供給拠点の被災等により石油類の燃料不足が懸念される状況となった場合、緊急車両や医療施設、社会福祉施設といった燃料の途絶が人命にかかわる車両・施設等に優先的に供給するため、必要以上の買いだめの自粛など、冷静な対応をお願いします。(第4節 1)

(地震保険)

- 県民の皆様は、大規模地震の発生に備え、甚大な被害が発生しても、住み慣れた環境でできるだけ長く過ごせるよう、生活の安定のための資金を得る備えとして、地震保険の加入をお願いします。(※注：地震保険の保険金だけでは必ずしももどおりの家を再建できませんが、生活再建に大切な役目を果たします。)
(第7節 3)

※防災に関する参考資料

「信州くらしのマップ」

<http://wwwgis.pref.nagano.lg.jp/pref-nagano/G0303A>

「長野県河川砂防情報ステーション」

<http://www.sabo-nagano.jp/dps/pages/DispManager.jsp?disp=000000>

「長野県防災ハンドブック」

<http://www.pref.nagano.lg.jp/bosai/kurashi/shobo/bosai/bosai/handbook/index.html>

「我が家の防災チェックシート」

<http://www.pref.nagano.lg.jp/bosai/kurashi/shobo/bosai/bosai/jishin/checksheet.html>

「自主防災活動のためのQ & A」

<http://www.pref.nagano.lg.jp/bosai/kurashi/shobo/bosai/bosai/qa.html>

※参考 「長野県防災ハンドブック」より抜粋

(1) 日ごろの備え

<地震>

- 家具や電気製品を固定する(転倒防止)
- 食器や本などの落下を防止する(落下防止)

・高齢者や子供の寝室は、住宅の構造や家具の配置を
考えて安全な場所にしましょう。

●自分の住宅をよく確認し、丈夫にしましょう

- ・耐震診断を受ける。
- ・ピアノなど重いものは1階に置く。
- ・壁や床に筋かいなどの補強材を入れる。

●自分の住んでいる場所をよく知っておきましょう

- ・地盤が弱いと揺れが大きくなり、被害も拡大します。
- ・地盤の液状化により、建物の基礎が崩れるおそれがあります。

●風呂の残り湯をとっておきましょう

- ・トイレ用の水を確保しておく。
- ・断水した際に洗濯水としても使用できます。

阪神・淡路大震災の犠牲者
6,430人あまりの犠牲者の
8割以上が住宅を中心とす
る建物の倒壊や家具の転倒
等による圧死であったとい
われています。

体験談

・以前と地形が変わっていて、新たに建物が建った場所もありますので、地域の歴史をよく調べて特性にあった建築にする必要があります。—— 東南海地震(S19年12月)体験者の会より

・日ごろから地域の危険か所やいざという時の避難場所を確認しておく必要があります。

—— 長野県西部地震(S59年9月)の体験から王滝村のMさん

・災害時には復旧の早い電気製品(例えばオーブントースター)が便利。ガスの復旧は安全確認作業のため時間がかかるので、カセットコンロなどが役に立つ。—— 阪神・淡路大震災(H7年1月)の体験者Sさん

・風呂の残り湯は栓を抜かず置いておく。2~3日の量にしかならないかもしれないが、トイレや洗顔、食器洗いに役立ちます。ただし、地震の揺れで「残らない」こともあるので、必ず蓋をしておく。

—— 阪神・淡路大震災(H7年1月)の体験者Yさん

・自家用車や家財道具などの財産が水浸しで使えなくなり、自然災害や地震に備えた保険に加入する必要を感じました。

—— 平谷村豪雨災害(H12年9月)の体験者Tさん

🔦 部屋の中の安全対策

※壁に家具を固定する場合、壁をたたいて、壁の後ろの^{まはしら}間柱を探して金具でとめる。
 ※金具等の購入はホームセンターや建築資材の店で購入できます。

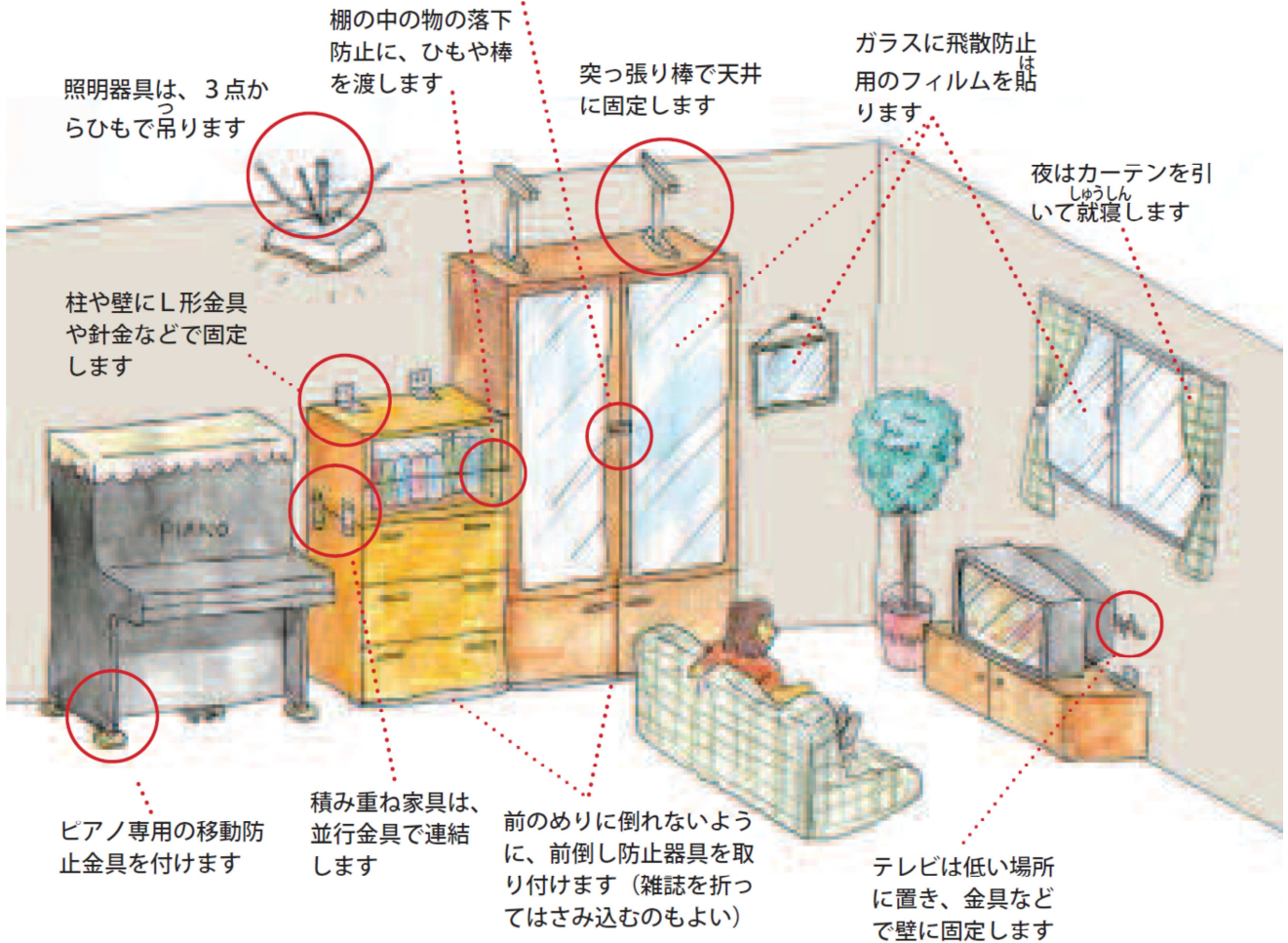
体験談

「地震がもう少し強かったら、落ちていましたよ」エアコンを取り外しにきた電気店の人が言った。ぞっとした。
 — 阪神・淡路大震災（H7年1月）の体験者Sさん

ひら
 開き戸に、開放防止の止め金具をつけます

体験談

布団の上には本棚や家具の上から落ちた物が散乱していました。起き上がったとたん、枕元に、ミシンが落ちてきました。木造の長屋が、悪魔のゆりかごのようでした。
 — 阪神・淡路大震災（H7年1月）の体験者Kさん



地震保険に入っていますか

火災保険では、地震が原因の火災による損害は補償されないので、地震保険をあわせて契約する必要があります。地震保険は、火災保険に付帯する方式での契約となります。

●地震保険に関する問い合わせ先

そんぽADRセンター（（一社）日本損害保険協会） 0570-022808（全国共通・通話料有料）
 ホームページ <https://www.sonpo.or.jp/useful/soudan/adr/>

第3章

取り組むべき事項

第3章の構成

第3章は、第2章で設定した「起きてはならない最悪の事態」ごとに、「1 現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）」、「2 施策」、「3 数値目標」で構成しています。

1 現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）

国の「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針」を参考に、起きてはならない最悪の事態ごとに現状、問題点（脆弱性の評価）を記述しています。

2 施策

1の現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）に対応する施策を、県やライフラインの民間事業者等が実施する施策を中心に記述しています。

3 数値目標

2の施策を実現するための数値目標を記述しています。

第1節 人命の保護

起きてはならない最悪の事態

1-1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

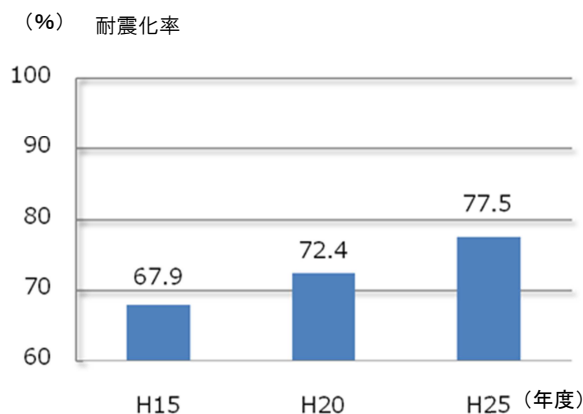
（住宅の耐震化）

- ① 平成 23 年には長野県北部地震（震度 6 強）や中部地震（震度 5 強）が、また平成 26 年には長野県神城断層地震（震度 6 弱）が発生し、県内で地震がいつどこで発生するか予断を許さない状況です。

県内における住宅の耐震化は市町村と協働して進めています。広い住宅や後継者がいない住宅が多く、居住者の高齢化などによる経済的理由から、耐震対策が実施されず、耐震性が低い住宅が多数ある状況です。

人命の保護とともに、災害発生後もできる限り日常生活が継続できることを目指して、住宅の耐震化を一層進める必要があります。

【図 1-1-1 住宅の耐震化率の推移】（長野県建築住宅課）



【長野県神城断層地震における被災状況】

（無電柱化等）

- ② 電柱は地震の揺れや台風の影響を受けて倒壊することがあります。電柱倒壊による緊急車両の通行障害の発生を防ぐため、市街地の幹線道路や緊急輸送路での無電柱化を推進する必要があります。

また、通学路等に面するブロック塀倒壊による人的被害防止の対策が必要です。



【台風による電柱倒壊（国土交通省 HP より）】

(都市環境)

- ③ 住宅密集地等では、地震時において大規模な火災の可能性、あるいは道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難になることがあります。

地震や火災から人命を保護するため、住宅密集地等において、延焼防止や避難路の確保など安全な都市環境の整備が必要です。



【住宅密集地状況】(長野市提供)



【住宅密集地状況】(長野駅東口周辺)(長野市提供)

2【施策】

(住宅の耐震化) **重点**

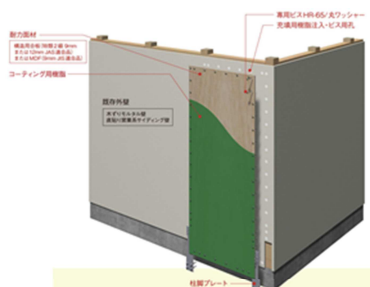
- ① 県は、市町村と協力して「長野県耐震改修促進計画」(改訂予定)に沿った住宅の耐震化を着実に進めます。

- ・ 耐震診断、耐震改修に対する助成等の支援
- ・ 耐震工法の事例や事業者等の情報提供
- ・ 木造住宅耐震診断士の養成
- ・ 補助制度の拡充や新たな方策の検討
- ・ 耐震化を進めるためのさらなる取組の検討

県民の
皆様へ

県民の皆様は、自らの命を守るため、耐震診断や耐震改修などの耐震対策を行うとともに、家具の転倒による圧死を防ぐ家具の固定や、電気火災の発生を抑制する感震ブレーカーの設置などの対策を行ってください。

【住宅の耐震工法の事例等】



耐震工法の事例 1



鉄筋コンクリートの布基礎設置



長野県木造住宅耐震診断士
登録証

氏名	長野 一郎
登録番号	1234
登録年月日	平成*年*月*日
平成〇〇年〇月〇〇日まで有効	

長野県知事 ○ ○ ○ ○

木造住宅耐震診断士登録証



筋かい取り付け状況

(無電柱化等)

- ② 県は市街地の幹線道路や緊急輸送路での無電柱化工事を推進します。

県民の皆様へ

県民の皆様は、無電柱化に伴う各種工事や敷地内の配線工事にご協力をお願いします。電線管理者は、無電柱化のより一層の推進にご協力をお願いします。



【無電柱化完了後（軽井沢駅前）】

長野県では、平成24年度に長野県無電柱化ガイドラインを策定し、無電柱化を進めています。

無電柱化は以下のような箇所を対象としています。

1. 地震などの災害時における輸送・避難空間の確保が必要な箇所
2. 地域の特色・風土を活かす景観の形成及び保全が必要な箇所
3. 人々が集い歩く場所での安全で快適な歩行者空間の確保が必要な箇所

【表 1-1-1 長野県における無電柱化延長の推移】（長野県道路管理課）

計画期	計画年度	整備延長 (km)	
		長野県内	県管理道路
	計画合意箇所以外	5.7	5.7
電線類地中化計画（第1期）	昭和61年度～平成2年度	11.6	2.8
電線類地中化計画（第2期）	平成3年度～平成6年度	5.9	5.4
電線類地中化計画（第3期）	平成7年度～平成10年度	31.9	9.8
新電線類地中化計画（第4期）	平成11年度～平成15年度	16.6	9.8
無電柱化推進計画（第5期）	平成16年度～平成20年度	9.4	6.3
無電柱化推進計画（第6期）	平成21年度～平成25年度	15.4	5.5
	小計	96.5	45.3
無電柱化推進計画（第7期）（仮称）	平成26年度～平成30年度（5年間）	計画策定中	

また、県は建築物防災週間等を通じて、通学路等を中心にブロック塀の点検を行い、危険個所の是正指導を進めます。

県民の皆様へ

県民の皆様は、通行者の安全を確保するため、自らが所有する倒壊の恐れのあるブロック塀の耐震対策を行ってください。

(都市環境)

- ③ 県は、市街地の延焼防止や避難時の安全を確保するため、用途地域内の都市計画道路整備や市街地整備、都市公園整備により、安全な都市環境の整備を促進します。

県民の皆様へ

県民の皆様は、安全な都市環境への意識を持つとともに、災害時の避難等に対する十分な備えを行ってください。



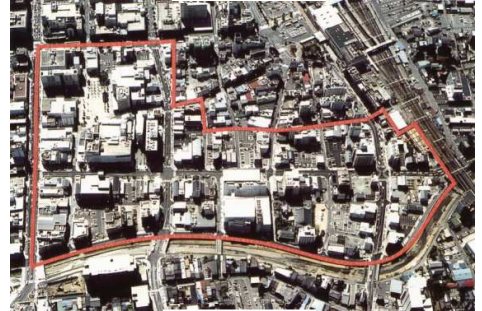
【都市計画道路整備】(松本市鎌田)



【整備後】



【市街地整備】(松本市中央西)



【整備後】



【市街地整備後のまちなみ】(松本市中央西)



【都市公園整備】(長野市若里)



【伊那市中央病院ヘリポート整備事業】



【防災用品備蓄ベンチ】



【非常時にかまどになるベンチ】

3 【数値目標】

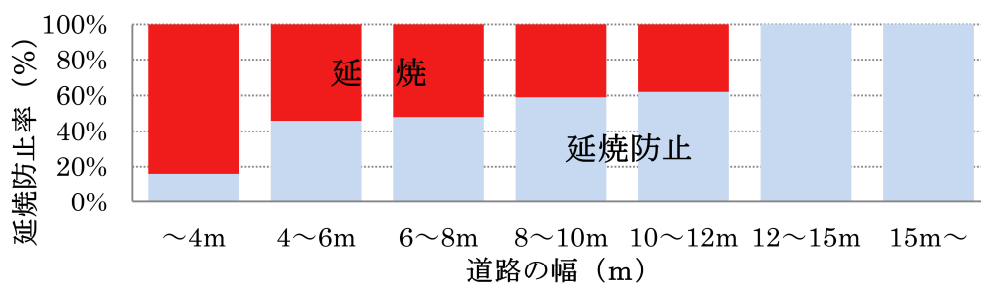
指 標	現 状	目 標	備 考
住宅の耐震化率	77.5% (H25)	90.0% (H29)	
無電柱化延長	45.3km (H26)	51.4km (H30)	
市街地の延焼防止等用途地域内都市計画道路整備率	45.3% (H23)	49.5% (H29)	
市街地の延焼防止等市街地整備面積	2,726ha (H23)	2,800ha (H29)	
市街地の延焼防止都市公園整備面積	13.25 m ² /人 (H25)	14 m ² /人 (H29)	

コラム 飯田の大火と防火帯としての道路の有効性

飯田市は昭和22年4月20日に中心市街地の約3分の2を焼失する「飯田の大火」に見舞われ、被害は甚大なものでした。区画整理事業による火災復興が始まり、防災街区が整備され、長方形の街区が並んだ整然とした街並みが形成されました。また、裏界線と呼ばれる消防活動や避難路等として使用される通路や防火帯としての幅員30mの道路（リング並木）等が整備され防火機能を備えた都市へと変貌しました。

なお、平成7年の兵庫県南部地震では、幅員12m以上の道路では延焼がなかった（無風状態）ことが確認されており、防火帯としての道路の有効性が確認されています。

道路幅員と延焼防止率の関係



出典：道路構造令の解説と運用

起きてはならない最悪の事態

1-2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生

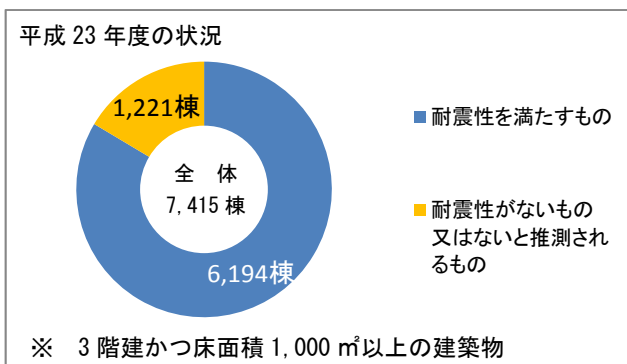
1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

（大規模建築物の耐震化）

- ① 多数の者が利用する大規模な建築物は、地震等により倒壊した場合には、多くの被災者や被害が発生します。また、地震等により天井等が落下した場合にも、多くの被災者が発生します。

平成 25 年の耐震改修促進法の改正を受け、これらの建築物の早期の耐震診断や耐震改修が求められています。

【図 1-2-1 多数の者が利用する大規模な建築物の耐震化の状況】（長野県建築住宅課）

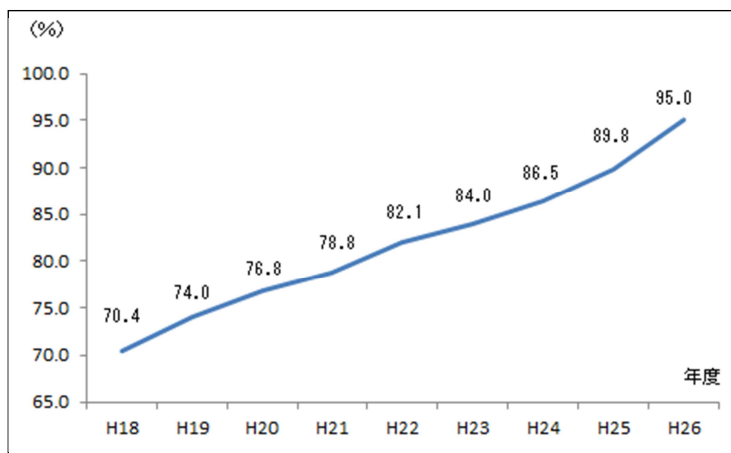


（被災建築物の状況）

（県有施設の耐震化）

- ② 県は、「県有施設耐震化整備プログラム」に基づき一定規模以上の県有施設の内、多数の者が利用する施設や災害拠点施設で大規模な地震により倒壊するおそれのあるものの耐震化を優先的に実施しました。引き続きこれまで対象となっていなかった施設の耐震対策や建物の骨組み以外の非構造部材（天井材、外壁等）の落下防止対策等を進めていく必要があります。

【図 1-2-2 「県有施設耐震化整備プログラム」対象建築物の耐震化率推移】（長野県施設課）



「県有施設耐震化整備プログラム」の対象建築物
 次の県有施設で耐震性能が不足する一定規模以上の建築物
 ○県庁、合同庁舎、警察署、学校校舎等の災害拠点施設
 ○図書館、文化会館等の多数の者が利用する施設



公共施設耐震対策事業
飯田合同庁舎



公共施設耐震対策事業
県庁本館棟・議会議棟

(学校施設の耐震化等)

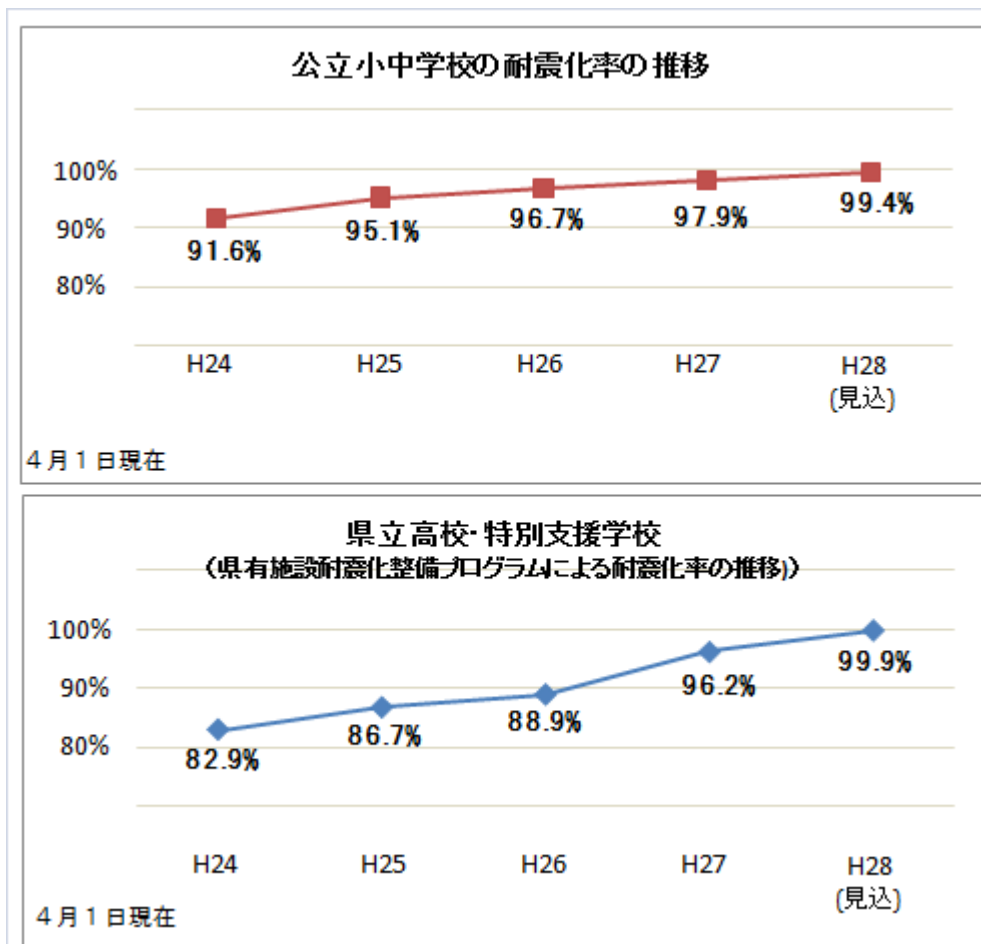
- ③ 学校施設には多くの児童・生徒がおり、また災害時には避難所として使用される場合があるため、施設の老朽化等に対し、学校生活の安全確保等、緊急性に配慮しながら施設整備を進める必要があります。

市町村立小中学校では、市町村ごとの施設整備計画に基づく改築、耐震化が進んでいます。また、県立高校及び特別支援学校では、「県有施設耐震化整備プログラム」に基づき、施設の耐震化を計画的に実施しており、公立学校の耐震化は概ね順調に進んでいます。

今後は、県立高校及び特別支援学校の「県有施設耐震化整備プログラム」対象外の施設の耐震対策や建物の骨組み以外の非構造部材（天井材、外壁等）の落下防止対策等を進めていく必要があります。

【図 1-2-3 県立高校及び公立小中学校の非木造建物の耐震化率の推移】

(長野県教育委員会 高校教育課・義務教育課)



2 【施策】

(大規模建築物の耐震化)

- ① 県は、市町村と協力して多数の者が利用する大規模な建築物の耐震診断・耐震補強などの助成を実施するほか、耐震改修に関する情報の提供を行うなど、「長野県耐震改修促進計画」(改訂予定)に沿って、計画的に耐震化を進めます。

県民の
皆様へ

多数の者が利用する大規模な建築物の所有者は、施設利用者の命を守るため、耐震診断や耐震改修、特定天井等の落下防止対策を行ってください。

(県有施設の耐震化)

- ② 県は、県有施設耐震化整備プログラムの対象外の施設の耐震化、非構造部材の落下防止対策等を着実に進めます。

(学校施設の耐震化)

- ③ 県は、県有施設耐震化整備プログラムに基づく県立高校及び特別支援学校の耐震改修工事や大規模改修・改築を計画的に実施し、教育環境の改善と安全性の確保を図ります。同プログラム対象外の施設に対する耐震化及び非構造部材の落下防止対策等は、今後、整備計画を定めて対策を講じていきます。

また、市町村立小中学校の施設整備については、市町村への情報提供や助言に努め、早期の耐震化を促します。

3 【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
耐震化率(多数の者が利用する大規模な建築物)	83.5% (H23)	90.0% (H29)	
耐震化率(県有施設のうち災害拠点施設及び多数の者が利用する施設)	95.0% (H26)	99.4% (H27)	
耐震化率(県立高校)	96.4% (H26 見込)	99.9% (H27)	

起きてはならない最悪の事態

1-3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水

1 【現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）】

① 長野県は、急峻な地形や脆弱な地質といった自然条件に加え、都市化の進展により流域の保水力が低下していること、局所的な集中豪雨が近年多発していること等から、毎年のように水害が発生しています。

河川改修や調節池の築造、排水機場の増設などのハード対策を着実に推進し、治水安全度を向上させる必要があります。

河川が氾濫する前に迅速かつ確に避難するため、ハード対策に加え、行政機関・住民・民間企業等との連携により、避難行動支援等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要があります。

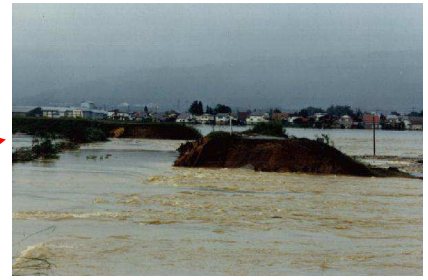


【下諏訪町承知川 平成18年7月豪雨被災状況及び河川改修状況】（長野県河川課）



【岡谷市塚間川 平成25年8月豪雨被災状況】（長野県河川課）

【飯山市木島地区 昭和 57 年 9 月洪水】（出典：千曲川の洪水 千曲川河川事務所）

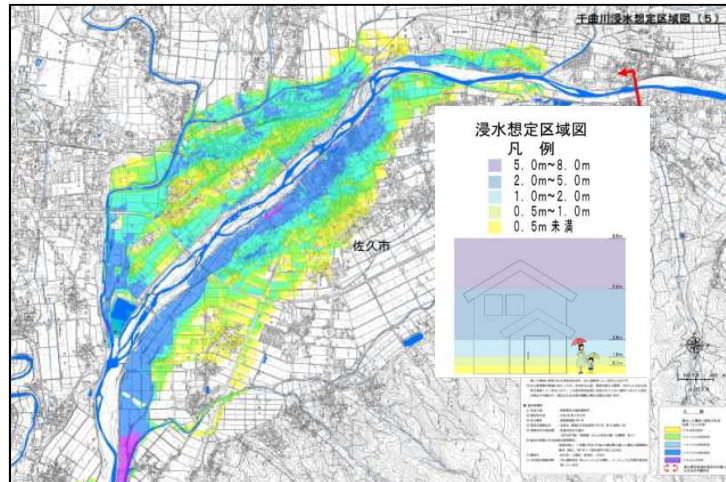


【水防訓練・防災訓練の実施状況】（提供：岡谷市）



（月の輪工法の訓練（飯山市））（行政と住民による土のう作り訓練（岡谷市））（避難経路の再確認（岡谷市））

【図 1-3-1 浸水想定区域図の作成・公表】（長野県河川課）



2 【施策】

（治水対策）

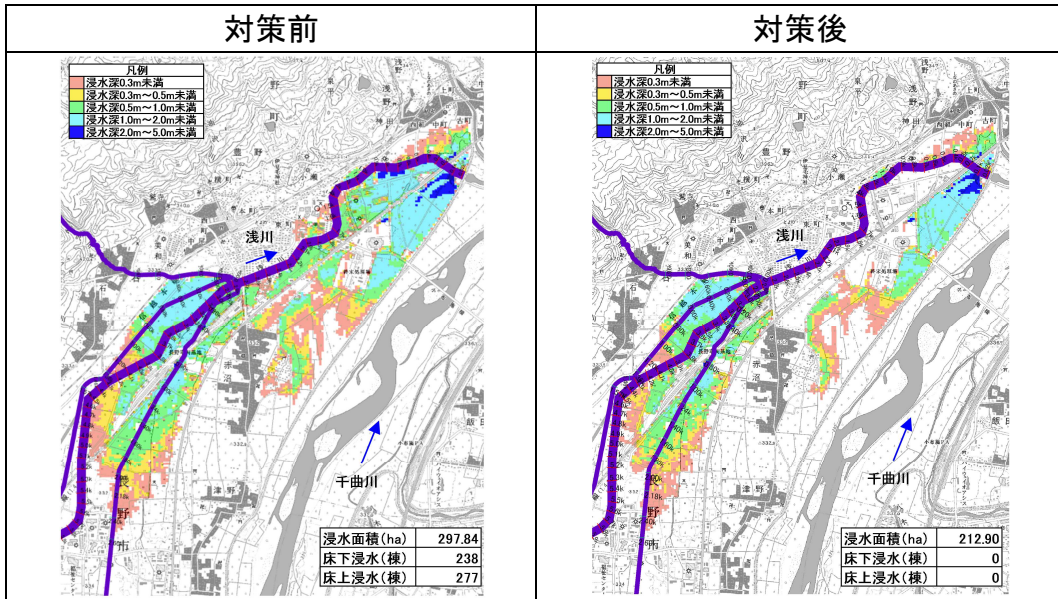
- ① 県は、県民が安全で安心して暮らせるように、国、市町村等とともに、河川施設及び洪水調節施設の整備、内水対策等の実施により、ハードとソフトが一体となった総合的な治水対策を着実に進めます。

また、河川管理施設について、定期的に点検を実施するとともに、施設の計画的な修繕を実施します。

《例》

- ・ 浅川総合内水対策計画
- ・ 塚間川流域浸水被害対策プラン（100mm/h 安心プラン）
- ・ 洪水ハザードマップをもとにした、市町村の防災訓練の実施の促進。

【図 1-3-2 長野市浅川 浅川総合内水対策計画 短期整備対策前後 浸水想定区域図】

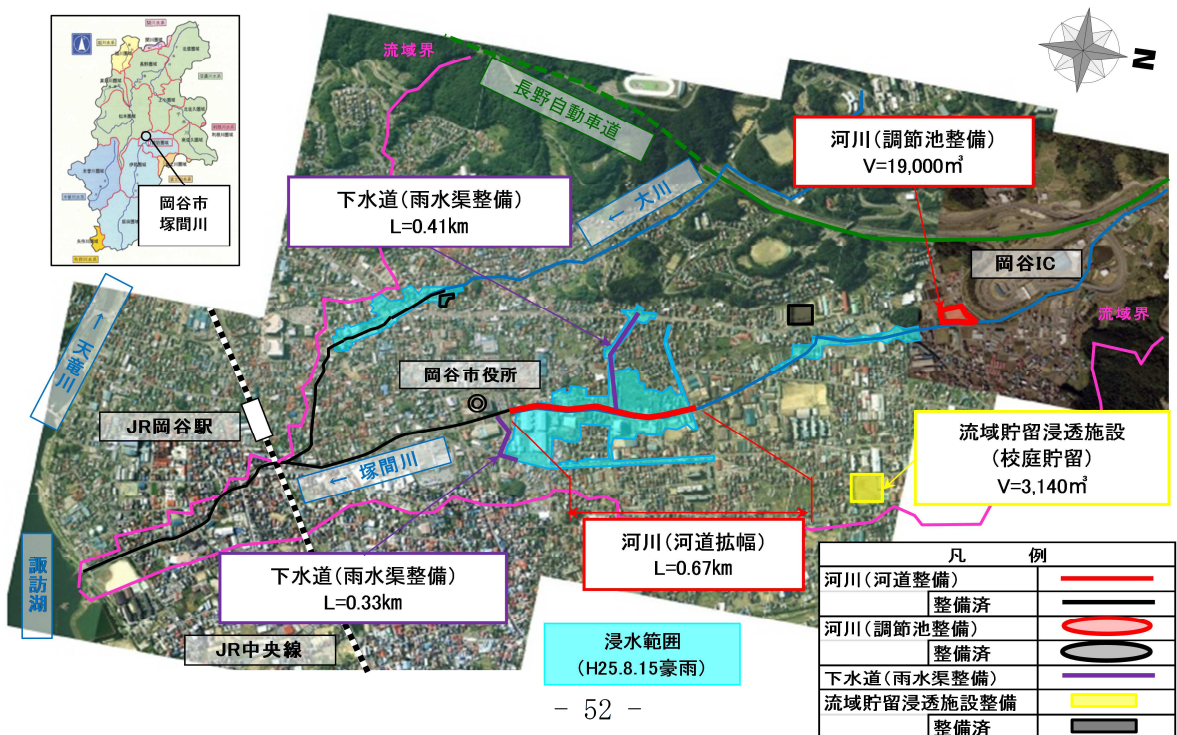


※「昭和 58 年 9 月台風 10 号」と同規模の洪水に対して、千曲川の水位が計画高水位 (H.W.L.) を越えない前提で解析しています。
 想定を越える降雨や水位上昇により、この浸水想定区域以外の区域においても浸水が発生する場合は、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

【図 1-3-3 長野市浅川 総合内水対策緊急事業 (排水機場増設)】

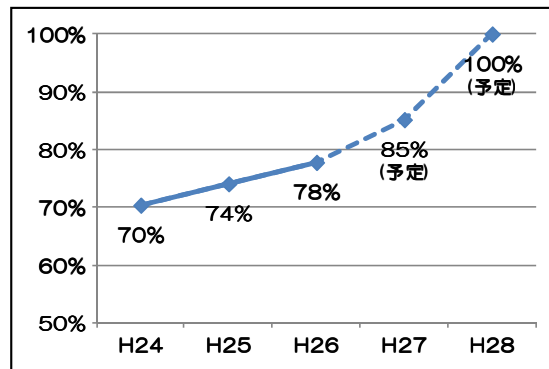


【図 1-3-4 岡谷市塚間川流域浸水被害対策プラン (100mm/h 安心プラン)】



【図 1-3-5 洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合の推移】

(長野県河川課)



県民の
皆様へ

県民の皆様は、地域の防災力の向上を図るため、洪水ハザードマップを参考に、市町村の実施する防災訓練に参加し、洪水時に適切に避難できるよう備えてください。また、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等、県・市町村と連携しての防災活動に協力をお願いします。

降雨時は、雨量や河川流量などの県・市町村・その他関係機関から発信される情報について、テレビ・ラジオ・インターネット・防災無線などにより、自ら受信するよう努めるとともに、それらの情報に基づき、安全を確保しての避難行動を行ってください。

地下街、高齢者等利用施設、大規模工場等の所有者は、防災訓練の実施に努めてください。

3 【数値目標】

指 標	現 状	目 標	備 考
浸水被害発生のおそれの高い河川での浸水想定家屋数	41,700 戸 (H23)	24,000 戸 以下 (H29)	
洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合	63% (H23)	100% (H28)	
関係機関が連携したハード・ソフト一体となった浸水被害対策により解消される浸水想定家屋数	0 戸 (H25)	312 戸 (H30)	